平成２１年（フ）第６８２号
大阪府和泉市観音寺町199番地の１、開始決定時の住所大阪府和泉市室堂町665番地の22
破産者　飯塚惠美子
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８１０号
大阪府阪南市尾崎町１丁目26番19号
破産者　廣島屋こと　廣島　克己
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８２７号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番岸和田天神山７棟３階0305号室、住民票上の住所大阪府泉佐野市鶴原964番地の17
破産者　南　　和俊
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
神戸市兵庫区菊水町２丁目１番６―707号
破産者　河野　祥久
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番34―205号
破産者　竹本　彌生
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０３号
兵庫県姫路市大津区天満399番地１　クリーンピア大津天満705号
破産者　中村　健美
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８号
兵庫県姫路市大津区天満399番地１　クリーンピア大津天満705号
破産者　中村　乗子
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３号
千葉県松戸市仲井町２丁目22番地の２八雲荘101号、開始決定時の住所鳥取県米子市皆生温泉１丁目14番21号　ホテル清風荘社宅
破産者　森　　博道
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１８３８号
広島市中区上幟町１―15―605号、住民票上の住所広島市中区東平塚町１番６―1001号
破産者　田中　哲也
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４６０号
福岡市南区長住１丁目１―７　東野興産第一ビル５階506
破産者　湯野　　司
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７３６号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4119番地　原田ルーエビル1001号
破産者　永井美千代
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４１０２号
札幌市中央区南７条西14丁目２番21―706号
破産者　小川　清明
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５号
札幌市中央区南７条西14丁目２番21―706号
破産者　小川かんな
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第６５４号
青森市千刈１丁目５－２　メゾン安田205号室、住民票上の住所青森市大字筒井字八ツ橋205番地10
破産者　須藤　義仁
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９号
宮城県柴田郡村田町大字村田字西90番地
破産者　大沼　昌浩
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２６号
宮城県柴田郡大河原町字西桜町10番地13―205号
破産者　菅野　　充
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１５号
宮城県石巻市元倉１丁目７番26号トミハマハイツ新館212号、旧住所宮城県東松島市大曲字貝田24番地９
破産者　神田　健一
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３１２５号
横浜市港南区芹が谷４丁目29番11号　コーポ菅沼Ａ棟102号室
破産者　谷口眞佐子
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部